

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0719 第 6 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 23 年 7 月 19 日より適用

《一部改正項目》

総合検査案内	検査コード	検査項目名称	改正後	現行
P.25	0797	タクロリムス 【薬物分析検査】	下記参照	下記参照

改正後	現行
<p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療科 第 1 部 医学管理等 B 001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定する。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ <u>全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの</u></p> <p>ス～セ (略)</p>	<p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療科 第 1 部 医学管理等 B 001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定する。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ <u>全身型重症筋無力症、<u>関節リウマチ又はループス腎炎</u>の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの</u></p> <p>ス～セ (略)</p>

《補 足》

このたびの改正により、総合検査案内 P.26 表中の「タクロリムス水和物」の「対象疾患等」の欄に「潰瘍性大腸炎」が追加になります。